

今年もやります!!!

## 春の36協定キャンペーン!!!

時間外36協定は毎年締結し、労働基準監督署へ届出しましょう!

従業員に1日8時間を超えて労働させる場合、時間外労働に関する協定(=36協定)を締結し、労働基準監督署へ届け出る必要があります。しかしながら、「もう何年も届出をしていない」とか、「そもそも36協定って何?」という声をよく聞きます。

平成22年4月には、労働基準法の改正があり、21年5月に出された通達では、この改正に合わせて、36協定が未整備である事業所に対し、労働基準監督署による指導監督を強化していく方針が打ち立てられています。

36協定が未整備であるまま、労働基準監督署の立ち入り検査が入れば、事業所に対し非常に厳しい処分がくだされることは明らかなです。この機会にしっかりと36協定を整備し、きちんと届けておきましょう。新しい年度の始まりである4月に手続きをすれば、今後も忘れることがありません。ぜひいますぐにご相談ください。



2011年5月31日までにご依頼の企業様に限り

基本料金15,000円(本社届出)+届出事業所(支店数)×2,000円  
とさせていただきます。まずはご相談ください!!

(消費税別途、10支店まで。10支店以上は別途お見積りいたします)

※東京、神奈川、千葉、埼玉の企業様とさせていただきます。その他の地域はお問い合わせください。

お申込み、お問い合わせは↓↓

お電話03-6310-9862、Mail:info@four-is.jp、下記ご記入の上、FAX:03-3203-3925まで!

御社名:	お役職:
ご住所:〒	ご担当:
TEL:	MAIL:

フォーアイズコンサルティング  
GSY社労士事務所  
なぎさ社会保険労務士事務所

〒169-0071 東京都新宿区戸塚町1-101-2  
アルファ早稻田ビル2階B  
担当:矢野・大島

TEL03-6310-9862 FAX03-3203-3925  
Mail:info@four-is.jp URL:http://www.four-is.jp